

## 障害年金

公的年金(国民年金、厚生年金、共済年金)の加入者が病気やけがによって日常生活や社会生活で困難が多くなった場合に、障害に応じた額の年金が支給されます。

### 利用できる人

- 初診日(初めててんかんで病院を受診した日)から1年6か月以上たっている。
- 初診日において公的年金に加入している。
- 一定の障害の状態にあること(発作がコントロールできていない)。
- てんかんと診断される前に、一定期間、年金を納付している。  
(20歳前の障害の場合は保険料納付の有無は問われません)
- 65歳未満であること。

### 支給される年金額

障害の程度や初診日に加入していた年金によって、支給される金額が異なります。

### 障害認定基準

日本年金機構ホームページで確認できます。

てんかんで障害年金を申請する場合には精神の障害用の基準を参照してください。

### 申請先

必要な書類を準備して、初診日に加入していた年金の窓口で手続きを行います。

20歳前初診、国民年金加入者 → 住所地の市町の国民年金担当課  
厚生年金加入者 → 社会保険事務所  
共済年金加入者 → 各共済組合



申請の際に、本人または家族が発病から現在までの経過を申立書に記入する必要がありますので、記録をとっておくことが大切です。

## そもそも年金保険制度とは？

老齢、障害、死亡したときに国が年金を支給し所得を保障する制度です。原則20歳から60歳までのすべての人が加入する義務があります。